

伊万里市産業廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境の保全に関する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 29 号

伊万里市産業廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境の保全に関する 条例

(目的)

第 1 条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の公表、関係住民等の意見聴取その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置等が関係住民等の理解の下に行われ、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設その他法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物（法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。）の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 12 年政令第 493 号）附則第 2 条に規定する移動式がれき類等破碎施設を除く。）をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等 産業廃棄物処理施設の設置又は法第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可に係る事項の変更（同項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をいう。
- (3) 関係住民等 産業廃棄物処理施設の設置等に関し、利害関係を有すると市長が認めるものをいう。
- (4) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の公表、関係住民等の意

見聴取その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

（関係住民等の責務）

第4条 関係住民等は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境の保全に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、市及び関係住民等に対し、誠実かつ適正に対応しなければならない。

（計画概要の提出等）

第6条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の概要（以下「計画概要」という。）を市長に提出し、その内容を説明しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により提出した計画概要を変更しようとするときは、当該変更の内容について、速やかに市長に報告し、説明しなければならない。

（県保有情報の提供の要請）

第7条 市長は、事業者が前条第1項の規定による計画概要の提出若しくは説明をしないとき、又は同条第2項の規定による計画概要の変更の報告若しくは説明をしないときは、佐賀県知事に対し、佐賀県が保有する産業廃棄物処理施設の設置等に関する情報（以下「県保有情報」という。）の提供を要請するものとする。

（計画概要の公表等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による計画概要の提出があったとき、又は同条第2項の規定による計画概要の変更の報告があったときは、当該計画概要を公表するものとする。

2 市長は、前条の規定により県保有情報の提供を受けたときは、佐賀県知事と協議の上、当該県保有情報を公表することができる。

（関係住民等の意見聴取）

第9条 市長は、前条第1項の規定により公表した計画概要又は同条第2項の規定

により公表した県保有情報に関し、関係住民等の意見を聴取しなければならない。

（関係住民等の同意）

第10条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、関係住民等の同意を得ることに努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。